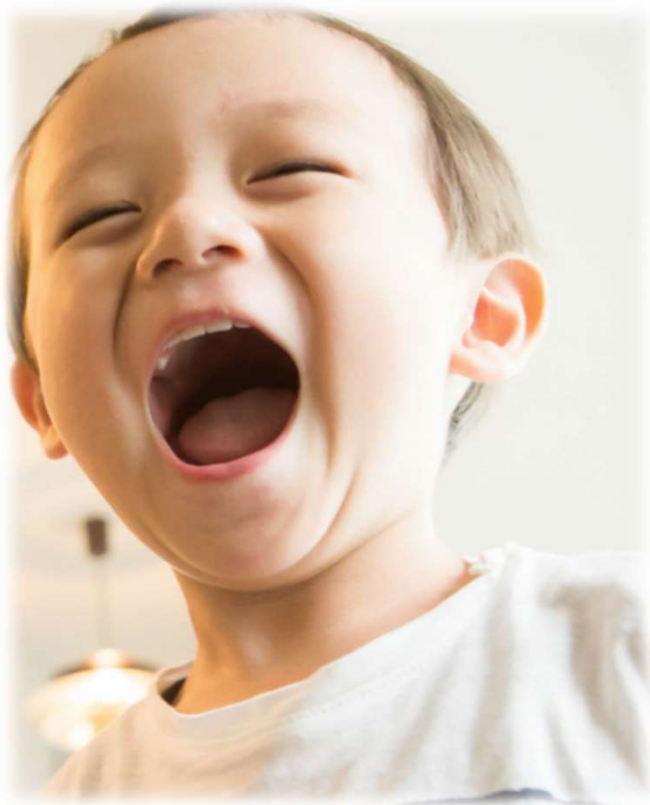


マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



三世代同居等を行う方に！

# 【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

当初**5**年間の  
借入金利

年**0.5%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス  
との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○西桂町三世代同居等支援事業助成金  
のご相談は



西桂町 福祉保健課 ☎ 0555-25-4000

【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35(通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



三ツ峠山頂



「人が輝く、地域が輝くまち にしかつら」  
「豊かな心を育む人づくり」  
「地域の魅力が輝くまちづくり」  
「参画と協働によるまちづくり」



西桂町で利用できる  
【フラット35】地域連携型はこちら



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
**住宅金融支援機構**

## 西桂町三世代同居等支援事業助成金

### 【主な要件】

- (1) 助成申請者を含む三世代同居及び近居者が西桂町の住民であること。
- (2) 助成対象世帯員全員が町の税金に滞納がないこと。
- (3) 着工前に相談があった者。

※すでに三世代が同居している場合には、助成の対象となりません。

### 【補助金額】

新築・増築・改修等にかかった費用合計の2分の1の金額と下記の助成限度額を比較して低い方の金額

対象要件	町内在住者	町外転入者
住宅の新築、購入	200,000円	300,000円
中古物件及び空き家の購入		
住宅の増築（10平方メートルを超えた居室1室以上）	200,000円	300,000円
住宅の改修（部屋・トイレ・お風呂等）	100,000円	200,000円

※施工業者が町内事業所の場合、住宅の新築及び増築に対し100,000円を、住宅の改修に対しては50,000円を加算する。

## 【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

# 【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

金利の引下げ期間

当初**5年間**

金利の引下げ幅

年**0.5%**

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。●【フラット35】は第三者に貸付する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。